

障がい福祉・介護保険・介護扶助の関係

年齢	医療保険加入の有無	条件	障がい福祉サービス	介護保険	介護扶助	
40歳以上 65歳未満	医療保険加入	介護保険16疾病に該当	○	<	◎	△
		介護保険16疾病に該当しない	◎		×	×
	医療保険未加入	介護保険16疾病に該当	◎	>	×	○ みなし2号(100%)
		介護保険16疾病に該当しない	◎		×	×
65歳以上			△	◎	○	

介護保険 特定16疾病

(40歳～64歳までの人)

①がん【がん末期】

(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靭帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

併用の考え方

▶ 介護保険優先

▶ 介護保険優先の考え方の適応外

- ① 介護保険に必要なサービスがない場合
- ② 必要なサービスが介護保険だけでは不足する場合
- ③ 介護認定がサービス給付対象にならない場合
(非該当など)

通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」より

障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

※介護予防支援を含む

- ▶ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との**連携に努める**必要がある旨を明確にする。

【省令改正】